

議提第5号

横断歩道、停止線等の早急な補修に関する意見書について

上記議案を地方自治法第109条第6項及び第7項並びに霧島市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和6年12月20日提出

霧島市議会議長 仮屋 国治 殿

提出者 霧島市議会総務環境常任委員長 今吉 直樹

横断歩道、停止線等の早急な補修に関する意見書

霧島市内の各地において、横断歩道や停止線が薄くなったり、消えたりしている箇所が多く見られる。横断歩道や停止線が消えかけていることにより、交通事故が発生しやすくなり、地域住民に大きな不安を与えている。特に、学校の通学路になっている路線においては児童生徒の通学にも支障が出ており、交通事故のリスクも高まっている。学校関係者や地域からも強い改善要望がなされているほか、市民の方々からの意見や相談、公聴の場である「議員と語るかい」、市議会一般質問の場でも多く取り上げられている。

この現状について、公安委員会や霧島警察署に直接伝えることや、市の担当部署を通じて要請しているものの、なかなか改善が見られず危険な状況が長期間続いており、安心安全な生活が脅かされていることは大きな問題である。

よって県はその責任において住民の安全な交通環境を確保するため、以下の措置を早急に講ずるよう、強く要望する。

記

1. 横断歩道、停止線等の補修を早急に進め、危険箇所を改善すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 0 日

霧島市議会議長 仮屋 国治

鹿児島県知事 塩田 康一 殿
鹿児島県公安委員長 石窪 奈穂美 殿